

## 富良野市旧特別養護老人ホーム（旧北の峯ハイツ） 貸付にあたってのQ & A

### 貸室の利用について

---

#### Q1 営利目的で利用できますか。

A1 営利目的の利用も可能です。ただし、不特定多数の方が出入りする店舗や展示場などの利用はできません。事務室や作業場として従業員の方が出入りする利用はできます。例えば、電話による注文の受け付けや商品の包装業務、商品開発など調査や研究業務、開業準備のための事務室等に利用いただけます。

#### Q2 英会話教室で利用できますか。

A2 不特定多数の方が出入りする英会話教室の場合は利用できません。なお、会員が限定される英会話サークルの場合は利用できます。

#### Q3 ヨガやふまねっと運動、バンド練習に利用できますか。

A3 運動ができる場所ではありませんが、ヨガやふまねっとの軽運動であれば利用できます。ただし、他の借受者に迷惑をかけない範囲での利用になります。なお、バンド練習は音量により他の借受者に迷惑を及ぼす恐れがあるため利用を制限させていただきます。

#### Q4 貸倉庫として利用できますか。

A4 「倉庫」は特定建築物に該当しますので利用できませんが、個人の収蔵物の保管場所としての利用はできます。

### 貸付対象者について

---

#### Q5 サークルの構成メンバーに市外の住民がいる場合でも対象になりますか。

A5 主な構成メンバーが市民で、市内で主な活動を行っていることが確認できる場合は、構成メンバーに市外の住民がいても対象となります。

#### Q6 市内の子育てクラブで会員以外に広く市民の参加を呼び掛ける場合は対象となりますか。

A6 市民であっても利用者を固定しない場合は、不特定多数の方が出入りすることになるため利用できません。一時的な参加であっても、子育てクラブの会員登録が必要になります。

### 利用環境について

---

#### Q7 利用時間に制限はありますか。

A7 利用時間に制限は設けていませんが、周辺施設に迷惑を及ぼす恐れのある時間帯の早朝や深夜に出入りする利用はご遠慮ください。また、宿泊を伴う利用もできません。

#### Q8 電話やインターネット環境はどのようになっていますか。

A8 電話は各室にひくことができますので、電話回線によるインターネットは接続ができます（回線工事費・接続費用は借受者負担）。  
なお、光回線の供給エリアではありません。また、テレビの接続もできません。

Q9 暖房設備はどのようになっていますか。

A9 暖房器具は借受者で用意して設置していただくことになります。FF 式ストーブで建物に排気筒の穴を開ける必要がある場合は、事前に届け出が必要になります。灯油タンクを設置する場合も同様に届け出が必要です。

Q10 光熱費や共益費はどのようになっていますか。

A10 各室の電気料金や、共同で使用する廊下やトイレの電気料金及び水道料金、このほか蛍光灯やトイレトーパー、掃除用品等の消耗品は、借受者で分担して負担していただきます。費用の分担については借受者で「自主管理組合」を組織して支払いなどを行っていただきます。

Q11 トイレの清掃や駐車場の除雪は誰が行うのですか。

A11 借受者で分担して行っていただきます。借受者で費用を負担して業者に委託することもできません。この他に共同で利用する共用室や廊下の掃除も借受者で分担して行っていただきます。

Q12 ペットを飼っても大丈夫でしょうか。

A12 ペットの飼育や一時的にペットを部屋に連れてくる等の行為は、他の借受者の迷惑になる恐れもありますので利用を制限させていただきます。

Q13 貸室内で食事をしてもいいでしょうか。

A13 調理器具を使用する食事はできませんが、昼食の弁当や茶菓子程度の食事は問題ありません。なお、給湯室や食器を洗う炊事場はありません。食べ残し等のゴミは全て持ち帰ってください。

Q14 ゴミの排出はどのようになっていますか。

A14 ゴミの排出は借受者の責任において行っていただきますので、自宅に持ち帰るか、最寄りの地域のごみ収集ステーションに排出する場合は、地域の町内会等の了解を得て排出ルールに従って行ってください。

Q15 郵便物や宅配物を受け取ることができますか。

A15 郵便物や宅配物を受け取ることができるかは、郵便局又は宅配業者へ確認してください。なお、郵便受けの設置はありません。

Q16 団体の会員全員が貸室の鍵を持つことができますか。

A16 貸付時に入口と貸室の鍵を各2つお渡しますので、団体内で鍵の管理方法を決めた利用をお願いします。鍵の複製は行わないでください。

Q17 貸室の内装を改装することはできますか。

A17 原則として改装はできません。ただし、事前の届け出により、貸室期間終了後に原状回復が可能な範囲内と認められる場合は改装することができます。

自主管理組合について

---

Q18 自主管理組合に入らなければならないのでしょうか。

A18 借受者が複数の場合は、貸室及び付帯施設の維持管理や電気料金等の支払いのため、自主管理組合を組織していただく必要がありますので、借受者は加入していただくようご理解をお願いします。なお、自主管理組合へ加入をしていただけない場合は、貸付をお断りする場合があります。

Q19 自主管理組合はどのようなことをするのですか。

A19 借受者が共同で使用する付帯施設の掃除方法や、電気料金等の分担方法や支払い、冬場の除雪方法、周辺的环境整備方法等を借受者同士で話し合いにより決めていただきます。各種届出のため代表者を選出していただく必要もあります。

貸付期間等について

---

Q20 貸付期間を更新することはできますか。

A20 貸付期間は1年以内（月単位）となり、契約時に更新がない旨の通知をしますが、再度貸付申請をすることができます。

Q21 複数の貸室を借りることはできますか。

A21 空き室の状況によって、複数の貸室を借りることができる場合があります。

Q22 貸付決定を取り消されることがありますか。

A22 貸付要綱に定める利用制限や借受者の遵守事項に違反する行為があったと認められる場合は、貸付決定を取り消し、契約を解除します。

その他

---

Q23 不注意で窓のガラスを割ってしまいました。弁償しなければなりませんか。

A23 故意または過失により貸室及び付帯施設の設備を破損させた場合は、借受者の負担で修繕していただくことになります。

Q24 大雨で浸水し私物の備品が使えなくなりました。市で損害を補償してもらえますか。

A24 自然災害により損害を受けた場合の補償はありません。万が一のために保険に入る等の災害への備えを各自で行ってください。また、盗難等の犯罪により被った被害についても補償はありません。

Q25 貸付期間満了後の原状回復とはどこまでですか。

A25 貸付期間満了後の原状回復とは、例えばストーブの排気筒の穴をふさぐ、私物の備品等は全て撤去する、許可を受けて改装したものを元の状態に戻す等が該当します。通常の使用により生じた消耗については除きます。